## 生息する鳥獣類

## ア. 鳥類

	 科		 種または亜種	 種の指定等
【キジ目】	<u></u> キジ科		ヤマドリ	TEV III C. I
1 ( > 11 )	1 > 11		キジ	
【カモ目】	カモ科		コハクチョウ	
			オシドリ	DD
			マガモ	
			カルガモ	
			コガモ	
			シノリガモ	LP
<del></del>			カワアイサ	
【ハト目】	ハト科	0	キジバト	
	1.71		アオバト	
【カツオドリ目】	ウ科		カワウ	
【ペリカン目】	サギ科		アオサギ	
【カッコウ目】	カッコウ科	0	ジュウイチ	
		0	ホトトギス ツツドリ	
		0	カッコウ	
【ヨタカ目】	ヨタカ科			NT
【アマツバメ目】			 ハリオアマツバメ	NI
	7 × 7 × 7 × 14		アマツバメ	
【チドリ目】	 シギ科		ヤマシギ	
17 1 7 11 2	7 (11		クサシギ	
【タカ目】	 ミサゴ科		ミサゴ	NT
	 タカ科		ハチクマ	NT
			トビ	
			ツミ	
			ハイタカ	NT
			オオタカ	国内希少·NT
			サシバ	VU
		0	ノスリ	
			クマタカ	国内希少·EN
【フクロウ目】	フクロウ科		コノハズク	
 【ブッポウソウ目】	 		アオバズク	
【フッル・ファンロ】	カワセミ科	0	アカショウビン カワセミ	
			ヤマセミ	
【キツツキ目】	キツツキ科	0	コゲラ	
1122111	1 2 2 1 17	0	コッッ オオアカゲラ	
		0	アカゲラ	
		0	クマゲラ	国天・VU
		0	アオゲラ	
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科		チョウゲンボウ	
【スズメ目】	モズ科		モズ	
	カラス科	0	カケス	
			ホシガラス	
		0	ハシボソガラス	
		0	ハシブトガラス	
	キクイタダキ科		キクイタダキ	
	シジュウカラ科	0	コガラ	
		0	ヤマガラ ヒガラ	
		0	ェルフ シジュウカラ	
	 ヒバリ科	0	ヒバリ	
	ツバメ科		ツバメ	
	× · · · 1-1		イワツバメ	
	ヒヨドリ科		ヒヨドリ	
	<u>ウ</u> グイス科	0	ウグイス	
	• •	-	ヤブサメ	
	 エナガ科		エナガ	

目	科		種または亜種	種の指定等
【スズメ目】	ムシクイ科		メボソムシクイ	
			エゾムシクイ	
			センダイムシクイ	
	メジロ科		メジロ	
	ヨシキリ科		オオヨシキリ	
	ゴジュウカラ科	0	ゴジュウカラ	
	キバシリ科		キバシリ	
	ミソサザイ科	0	ミソサザイ	
	カワガラス科	0	カワガラス	
	ヒタキ科		マミジロ	
			トラツグミ	
		0	クロツグミ	
			マミチャジナイ	
			シロハラ	
			アカハラ	
			ツグミ	
			コマドリ	
			コルリ	
			ルリビタキ	
			ノビタキ	
			コサメビタキ	
		0	キビタキ	
		0	オオルリ	
	イワヒバリ科		イワヒバリ	
	スズメ科		スズメ	
	セキレイ科	0	キセキレイ	
		0	ハクセキレイ	
			セグロセキレイ	
			ビンズイ	
	アトリ科		アトリ	
			カワラヒワ	
			マヒワ	
			ベニマシコ	
			ウソ	
			シメ	
			イカル	
	ホオジロ科	0	ホオジロ	
			ホオアカ	
			カシラダカ	
			ミヤマホオジロ	
			アオジ	
			クロジ	
15 目	37 科		101 種	

## イ. 獣類

	目	科		種または亜種	種の指定等
	【ネコ目】	イタチ科	0	ホンドテン	
				ニホンアナグマ	
		クマ科	0	ニホンツキノワグマ	
	【ウシ目】	ウシ科	0	ニホンカモシカ	国特天
	【ネズミ目】	リス科		ニホンリス	
	【ウサギ目】	ウサギ科	0	トウホクノウサギ	
合計	4 目	5 科		6 種	

(注)

- 1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(2012年、日本鳥類学会)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課)」に拠った。
- 2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天: 国指定天然記念物

国特天: 国指定特別天然記念物

レッドリスト (平成 24 年、環境省) (ア. 鳥類) レッドリスト (平成 24 年、環境省) (イ. 獣類)

CR: 絶滅危惧 IA 類、EN: 絶滅危惧 IB 類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧

DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群(東北地方以北のシノリガモ繁殖個体群)

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. 〇印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保の護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。